

●総合区素案の概要

●総合区について

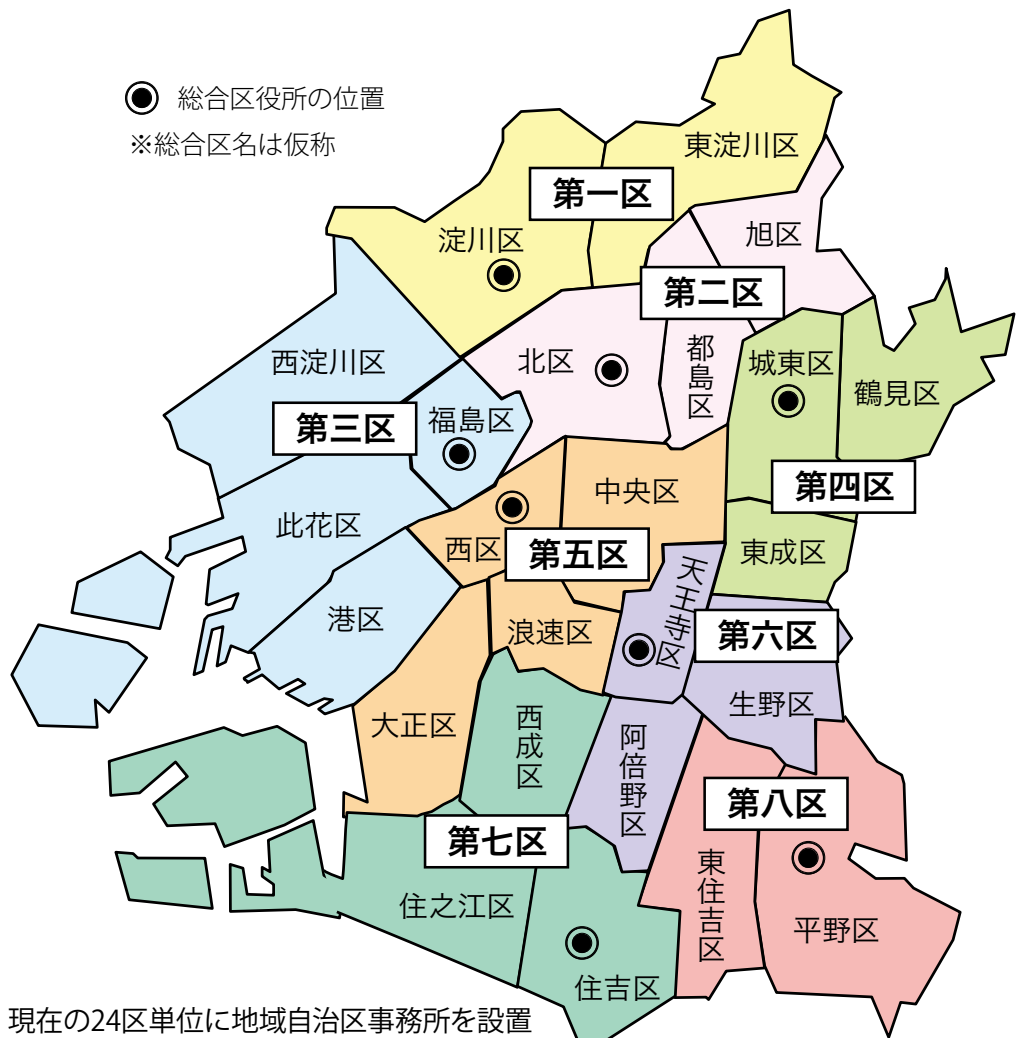
総合区制度は、住民自治を拡充するもので、政令指定都市大阪市のもとで、8総合区と24地域自治区を設置します。

- 住民意思を的確に反映し、地域の実情に応じた住民サービスをより身近な区役所で実現するため、現在の区長の権限を強化します。
- 議会の同意を得て選任される総合区長(特別職)を置き、区の区域内に関する事務を区長が総合的かつ包括的に執行することになります。
- 政令指定都市大阪市の存続する都市内分権の仕組みであり、予算編成、条例提案等は、今までどおり市長が市全体の視点から行います。

●総合区の主な事務

- こども・子育て支援
市立保育所の運営、民間保育所の設置認可
※保育所の入所決定・保育料の徴収
- 福祉
老人福祉センターの運営
就労支援
※国民健康保険・介護保険・国民年金の諸手続き
- まちづくり・都市基盤整備
道路・公園の維持管理(幹線道路・大規模公園除く)
放置自転車対策
- 住民生活
スポーツセンター、プール・屋内プールの運営
※住民基本台帳、戸籍、印鑑登録証明(届出・証明等)
※は、現在、区役所で実施している事務

● 総合区役所の位置
※総合区名は仮称



現在の24区単位に地域自治区事務所を設置

Q&A ご質問にお答えします。



区役所の業務が
どう変わるの？

住民の皆さんに身近な業務について、区役所で決定できることが多くなります。
現在の区役所の業務に加え、例えば民間保育所の設置・認可や、放置自転車対策など、住民の皆さんに身近なところで、ニーズにあった住民サービスを提供します。



現在の24区に地域自治区事務所を設置し、窓口サービスを引き続き行えるようにします。窓口での手続きや申請などは、お近くの地域自治区事務所をご利用いただけます。

区が大きくなると、区役所が遠くなるんじゃないの？



区が大きくなると、区民の意見が届くか心配

各総合区に総合区政会議、地域自治区・地域協議会を設置します。
総合区域内の施策等については総合区政会議を、現在の24区単位に設置される地域自治区内の施策等については地域協議会を設置し、市政・区政に住民の皆さんのご意見やニーズを反映していきます。



「総合区素案」「総合区素案に関する住民説明会」の詳細については、大阪市ホームページからご覧になれます。

<http://www.city.osaka.lg.jp/fukushutosuishin/page/0000394392.html>



2025 国際博覧会 (EXPO) の誘致にご賛同いただける方を「会員」として募集します
<http://www.expo2025-osaka-japan.jp/recruit-ind>

※大阪市 総合区素案に関するお知らせは、新聞折込みでお届けします。折込みは朝日・産経・日経・毎日・読売・大阪日日新聞の朝刊です。この6つの新聞を購読されていない大阪市内在住の方で自宅への郵送をご希望の場合は、電話・FAX等で副首都推進局へお申し込みください。

(電話番号 06-6208-8876 FAX番号 06-6202-9355)